**平成３０年（フ）第７９号**
千葉県八街市八街は36－３　熱田方、住民票上の住所千葉県茂原市法目2829番地５
債務者　倉田　千穂
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成３０年（フ）第９４号**
千葉県富里市十倉732番地６
債務者　實川　信一
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成３０年（フ）第９９号**
千葉県八街市八街ほ214番地64　レジデンス・リーブラＤ201号室
債務者　小那木忠男
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成３０年（フ）第１０１号**
千葉県成田市本城82番地33（グリーンハイツ福田Ａ205）
債務者　鶴岡　佑樹
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成３０年（フ）第１０７号**
千葉県佐倉市大蛇町732番地５　ＨＯＵＳＥ　ＨＩＫＯ103
債務者　中川アナベリア　ガリアナこと　ＮＡＫＡＧＡＷＡ　ＡＮＡＢＥＬＬＡ　ＧＡＬＬＡＮＡ
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第１２４号**
新潟県長岡市左近１丁目14番地　アルカディア104号室
債務者　笹川　智則
１　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成３０年（フ）第１５号**
北海道根室市昭和町４丁目254番地
債務者　櫻木　幸輔
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
釧路地方裁判所根室支部

**平成３０年（フ）第２０号**
岩手県奥州市水沢字桜屋敷499番地　第２グランデュール　101号室
債務者　板橋　昌春
１　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成３０年（フ）第２０号**
茨城県神栖市平泉281番地10　第30平成コーポＡ－102
債務者　宇ノ澤敏雄
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成３０年（フ）第３４９号**
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地２－６－203
債務者　田中とし子（旧姓櫻井）
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第４６０号**
埼玉県新座市野火止４丁目４番７号　ロイヤルシティーＮＩＩＺＡ・Ｅ棟101号室、旧住所埼玉県新座市野火止４丁目１番15－111号
債務者　森戸　淳史
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第１５０号**
埼玉県三郷市早稲田３丁目６番地15　ジュネスファミーユ303
債務者　上畠　亮二
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第１８号**
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　２街区５棟506号
債務者　岡田　進一
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第８９号**
埼玉県所沢市花園１丁目2418番地の38
債務者　高橋　恵子（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第１６２号**
埼玉県坂戸市浅羽野３丁目５番地15
債務者　安部　清和
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第１７４号**
埼玉県川越市南大塚４丁目15番地（ユーハウス１－103号室）
債務者　岡林　斎男
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第１８１号**
埼玉県入間郡三芳町大字北永井851番地４　サンバレータウン108号
債務者　渡部　美香
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部